

シンガポール日本商工会議所

MCI (P) NO.042/02/2023
Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore
Website: <http://www.jcci.org.sg>



東南アジアを起点とした イノベーション創出に向けて

東南アジアのスタートアップエコシステムの 発展

東南アジアのスタートアップエコシステムは10年前より成熟し、次のステージへと移行しています。2011年には1億ドルだったVCによる投資金額は2020年には85億ドルにまで急成長し、GrabやGojekなどの第1世代ユニコーンの成功が同地域のエコシステムを拡充しました。さらに、ターゲットとする事業領域も従来のECや配車アプリといったB2C向けサービスから、B2B向けサービス、AI、フィンテック、ヘルスケアなどへと多様化しています。特にシンガポールは、米国調査会社Startup Genomeによる最新のグローバルスタートアップ・エコシステムランキングで18位(2022年)から8位(2023年)に上昇し、イノベーション拠点としての魅力が高まっています。

日本企業にとっての三つの機会

こうしたエコシステムの変化の中、日本企業には三つの機会があると考えます。一つ目は、当エコシステムを活用して東南アジアの課題解決に繋がる事業機会を創出することです。例えば、参天製薬は現地に研究開発拠点を置き、シンガポール眼科研究所(SERI)との共同研究により新薬を開発しました。また、近視予防アプリを提供する現地スタートアップとも協業し、近視率の高さという地域課題に挑戦しています。二つ目は、日本企業が東南アジアを自社の技術の実証/実験の場とし、イノベーションを加速させることです。JETROが支援する「日ASEANにおけるアジアDX促進事業」では、ラストマイル輸送の高度DX化、CO2排出量と設備稼働率の見える化など様々なテーマでの実証事業を、日本企業が現地のスタートアップと共同で実施しています。三つ目は、現地で実証した

イノベーション結果を日本の課題解決に活用することです。例えば、ベトナムでの農業用ドローンの高度化に係る実証事業が成功してフィージビリティが検証されたら、その結果を日本に逆輸入し、農業生産性を向上させる新規事業構想に役立てることも可能です。

現地スタートアップとの提携成功のカギは、 自社課題の明確化

こうした機会を獲得するために、有望な現地スタートアップとの提携は一つの有効な施策であり、その入り口として、現地でピッチイベントを実施したり、現地ファンドにLP出資したりする取組みが見られます。こうした取組み自体の有効性を否定するわけではないのですが、「手段の目的化」に留意すべきです。有望なスタートアップとの協働によるイノベーション成功のためには、まず自社の課題の解像度を上げることが重要です。つまり、自社が勝ちうるビジネスモデルの仮説を立案し、その実現に向けて自社に不足する技術を特定することです。弊社も支援をしているジェトロのオープンイノベーションプラットフォームであるJ-Bridgeは、課題が明確な大企業とその課題を解決しうる海外のスタートアップをマッチングする様々な支援サービスを提供しており、こうしたプログラムを利用することも有用です。



執筆者紹介

IGPIシンガポール アソシエイトマネージャー
李 鍾宇 Jongwoo Lee

あずさ監査法人、アビームコンサルティングを経て現職。現在はシンガポールを拠点として、域内での日本企業の新規事業/イノベーション創出に関連する調査業務、コンサルティング業務などに従事。東京大学経済学部卒。公認会計士。

IGPIシンガポールについて

株式会社 経営共創基盤 Industrial Growth Platform, Inc. (IGPI) は東京に本社を置き、長期的・持続的な企業価値・事業価値の向上を目的とした『常駐協業(ハンズオン)型成長支援』を軸に、企業や事業の様々な発展段階における経営支援を実施しております。シンガポールでは2013年に設立以来、日本企業に加え、東南アジア各国の政府機関やスタートアップ企業など数多くのクライアントとの長期的な信頼関係を構築してまいりました。✉ info_singapore@igpi.co.jp

主な支援テーマ

- グローバル拡大
- 新規事業開発・オープンイノベーション
- 海外子会社の収益改善
- 地域統括拠点の機能強化
- 現地パートナーの探索・提携
- クロスボーダー M&A

2023
OCT

月報

CONTENTS

<特集>

- シンガポールでのアルコール飲料を取り巻く環境の変化 p2
KIRIN HOLDINGS SINGAPORE PTE LTD 今石 良
- シンガポール人の心を掴むPRイベントの秘訣 p5
宮川 光彩
- 岐路を乗り越える：進化する東南アジアのプラントベース食品事情 p8
TEMASEK POLYTECHNIC Kalpana Bhaskaran (カルパナ・バスカラン)
- インド投資における注意点／紛争解決条項 p12
～シンガポールを利用したインド投資とインド紛争解決～
ONE ASIA LAWYERS GROUP: FOCUS LAW ASIA LLC 栗田 哲郎／志村 公義

<着任のご挨拶>

- 着任のご挨拶 p21
MITSUBISHI CHEMICAL SINGAPORE PTE LTD 矢島 慎太郎

<活動報告・各種ご連絡>

- 前年度寄付先団体・奨学生紹介 p18
- 理事会議事録（2023年7月） p22
- 入会承認会員一覧（2023年9月） p23
- 新規入会会員紹介 p24
- JCCIイベント
- 8月（基金）Happy Balloons p25
貿易・運輸部会懇親ゴルフ
- 9月（基金）Run For Inclusion p26
Rugby World Cup 2023 - Inter-Chamber networking event
「2023年JCCI賃金調査結果報告」及び「賃金マーケットトレンド」ウェビナー
金融・保険部会&第三工業部会共催「風水ツアー&懇親会」
- 編集後記 p28

月報題字：麗扇会 青木 麗峰
表紙写真：FUJIOIL ASIA PTE.LTD. 阪本 順子
写真タイトル：A night at Jewel

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY, SINGAPORE
10 Shenton Way # 12-04/05 MAS Building Singapore 079117
Tel: 6221-0541 Fax: 6225-6197 Website: <http://www.jcci.org.sg>

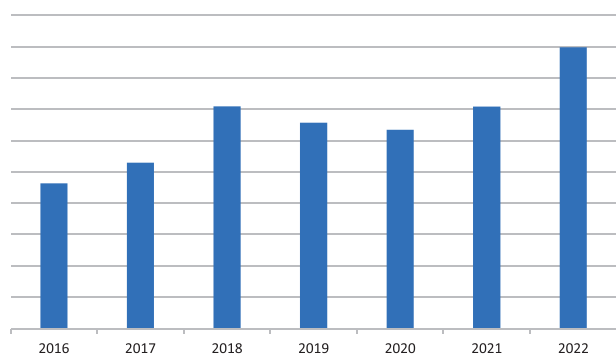
シンガポールでのアルコール飲料を取り巻く環境の変化

KIRIN HOLDINGS SINGAPORE PTE LTD
Senior Manager
今石 良

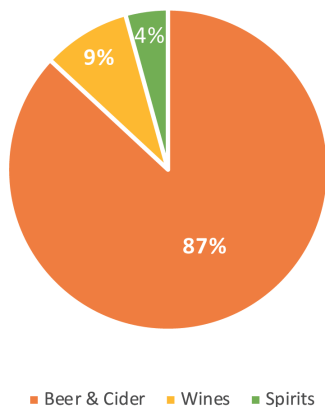


はじめに

シンガポールのアルコール飲料市場は、コロナ禍において自宅での消費が増え、スーパーマーケットやコンビニエンスストア、オンラインショップでの購入が増加しました。しかし、厳しい制限が緩和された後は、外食需要が高まり、2022年にはコロナ前と比べても、外食での消費量が上昇しています。ただし、シンガポール在住者の海外渡航の増加により、今後、国内での消費に影響が出る可能性もあります。



図表1 シンガポール・アルコール飲料市場の推移¹



■ Beer & Cider ■ Wines ■ Spirits

図表2 各カテゴリの割合²

シンガポールでは、ビールが最も消費量が多く（87%）、ワイン（9%）とスピリッツ（4%）が続いています。この傾向は、過去10年間にわたって変化はありません。

ビールは、タイガービールやアンカービールなどのローカルブランドや日系を含む国際的なブランドのビールが人気です。また、最近ではクラフトビールの需要も増えており、多くのクラフトビール醸造所が存在しています。

ワインは、フランス、イタリア、オーストラリア、アメリカなどからの輸入ワインが人気ですが、最近では南アフリカなどの新興ワイン生産国のワインも注目されています。高所得層の増加やワイン文化の普及により、今後もワインの需要は増加すると見込まれています。

スピリッツは、様々な国から輸入されており、ウイスキー、ウォッカ、ジン、ラムなどが人気です。特に高級なウイスキーの需要が高まっており、スコットランド、アメリカの他、日本のウイスキーも人気があります。一部入手困難な商品も存在します。

シンガポールのアルコール飲料市場の特徴

1. アルコール規制

2015年に、シンガポール政府は公衆の健康と安全を最優先に考え、アルコールに関する規制を強化しました。夜間のアルコール販売時間帯の制限（通常の販売時間帯は午前7時から午後10:30まで）や公共の場での飲酒の制限（午後10時以降は禁止され、また、特定のエリアでは、週末や祝日には午後

7時以降の販売が制限されることもあります。)が導入され、18歳未満の未成年者への販売も禁止されました。これらは厳格な規制と監視により遵守が確保されています。

2. 高価格

シンガポールでは、アルコール飲料の価格が比較的高いです。これは、高い税金や輸入制限（輸入量の制限等）などが要因となっています。一般的なビール、ワイン、蒸留酒には、アルコール含有量に応じて税金が課されます。

具体的な税金額は複雑なので、以下、一部記載をします。

ビール	1リットルあたり S\$60.00 の税金
ワイン	1リットルあたり S\$88.00 の税金
スピリッツ (蒸留酒)	1リットルあたり S\$88.00 の税金

3. 多様な選択肢

シンガポールは、世界中からアルコール飲料を入手できる国であり、多文化な国でもあるため、さまざまなアルコール飲料を楽しむことができます。

最近の世界的なトレンドとして、若者はソーシャルメディアを通じて世界中のアルコール文化に触れる機会が増えており、ビールにとどまらず、新しい味や体験を求める傾向があります。シンガポールでも同様で、若者たちはビール以外のアルコール飲料やクラフトビールなどに興味を持ち、多様な選択肢を追求しています。

また、シンガポールでは、アルコール飲料を楽しむ場所も多くあります。ホーカーセンター、バー、パブ、クラブ、レストラン、ホテルのバー、屋外のビアガーデンなどが一般的な場所として挙げられます。

4. 日本のお酒に対する印象

シンガポールでは、一般的に日本のアルコール飲料に対する信頼度と好意度が非常に高いです。日本は世界的に有名な酒造国であり、日本酒、焼酎、ウイスキー、ビールなどが人気です。シンガポールの

人々は、日本の文化や伝統に興味を持っており、また、日本への憧れから、日本独自の日本酒を楽しむことができる場所も増えており、特に人気があります。焼酎は日本の伝統的な蒸留酒であり、その独特な味わいや多様なバリエーションが注目されています。また、日本のビールはクリアで爽やかな味わいが特徴であり、品質の高さが評価されています。さらに、日本のウイスキーは、その味わいのスムーズさと繊細さから、世界的に高い評価を受け、多くの賞を受賞しており、受け入れられています。

シンガポールにおけるキリンの取り組みについて

1. 製品ラインナップの多様化

シンガポールのアルコール市場は多様であり、お客様の好みや需要も幅広いです。さまざまな種類のアルコール飲料を提供することで異なる消費者セグメントに対応をしています。



製品ラインナップ (氷結・一番搾り・秋味)



製品ラインナップ (富士ウイスキー)

2. 日本の四季に合わせたキャンペーンの実施とブランディング活動

四季のないシンガポールにおいて、季節感を演出するためのプロモーションを実施しています。このプロモーションでは、製品を通じて季節を感じてもらうだけでなく、季節に合わせた景品を提供することで購買につながる効果的な手段となっています。景品はお客様の購買意欲を高めるだけでなく、ブランディングの強化にも役立っています。

以下に、弊社のブランディング活動例を紹介させていただきます。



春のキャンペーン
(キービジュアルの作成、店舗内に季節に合わせた装飾を実施)



秋のキャンペーン
(プロモーションの実施と季節に合わせた景品の作成)



イベントでのブランディング
(一番搾り)

店舗でのブランディング
(富士ウイスキー)

おわりに

シンガポールのアルコール飲料の環境は変化しています。規制が厳しくなり、公共の安全が重要視されています。このような業界環境の中、我々酒類飲料メーカーは、事業の成長・発展を追求する一方で、お客様に対してアルコールや飲酒に関する適切な情報提供や啓発活動を行い、健全で適切な飲酒文化の普及に取り組んでいく必要があります。そのためには業界全体での連携や自主規制も重要と考えています。さらには環境への配慮、持続可能なビジネスモデルの構築などにも積極的に取り組むことで社会的責任を果たし、さらにより良い未来を築くために努力していききたいと思います。

<訳注>

- 1 グローバルデータ
- 2 グローバルデータ

執筆者氏名

今石 良 (いまいし りょう)

経歴

1976年神奈川県生まれ。2003年、日本国内からタイに拠点を移し、その後、シンガポール、インドネシアでの働き、2021年にシンガポールに戻り現職。今年10月で、海外生活20周年を迎える。
ryoimaishi@kirin-singapore.com.sg

シンガポール人の心を掴むPRイベントの秘訣

Freelance Bilingual MC, Narrator and Translator
宮川 光彩



はじめに

イベントマーケティングは、現代のビジネスにおいて不可欠な要素となっています。イベントはブランド認知の向上、顧客との直接的な接触の創出、エンゲージメントの促進など、多岐にわたるマーケティング目標を達成するための効果的な手段として機能するからです。良質なイベントを計画し実施することは、効果的なマーケティング戦略を構築し、ブランディングやビジネスの成果を最大化するカギと言えるでしょう。イベントと一口に言っても、その形式は多岐にわたります。招待型のセミナー、カンファレンス、レセプションから、一般のお客様向けのモールや野外でのPRイベント、メディア向けの記者会見まで、幅広い種類が存在します。これまでの10年以上にわたり、シンガポールおよび東南アジア各国で、様々な業種の企業や自治体のイベントMCと通訳として活動してきた経験から、今回はシンガポールのオーディエンス向けのPRイベントにおいてお客様の心を掴むための秘訣をご紹介します。

イベントマーケティングの重要性は言うまでもありませんが、その成功には計画段階から細心の注意が必要です。以下に、イベントマーケティングでの成功を支える要点を詳しくご紹介しましょう。

1. イベントを企画する際の心得

ビジネスを展開する際、国境を超えたような普遍的な原則が存在します。その一つが、イベントの企画における重要な心得です。プロモーションの対象

となる商品やサービスの性格に適合した、具体的で明確なターゲットと目的の設定が、イベントの成功に不可欠なステップと言えるでしょう。これは、単なる「当たり前」のことではありますが、実際には最も難しい部分でもあります。ターゲットと目的が曖昧なままイベントの企画を進めることは、結局のところ、来場者数やアンケート回答数などのKPI (Key Performance Indicator) に執着し、何を本当に追求すべきかが分からないまま、趣旨のないイベントに陥る危険性を孕んでいます。

イベントの規模にかかわらず、企画段階は少なくとも半年前から着手し、準備作業は最低でも3〜4ヶ月前からスタートすることが賢明です。

以下は、ビジネスイベントの成功を支える具体的な要点です：

クリアな目標設定：イベントの成功を測るために、具体的で計測可能な目標を設定しましょう。これにより、成果を明確に評価し、改善点を特定できます。目標はSMART (Specific, Measurable, Achievable, Relevant, Time-bound) 原則に従ったものであるべきです。



イベントの様子

ターゲットオーディエンスの理解：イベントの成功は、参加者のニーズや関心を理解することから始まります。誰を対象とし、彼らの興味の範囲や何を求めているのかを把握し、イベントの内容やプロモーション戦略を彼らに合わせてカスタマイズしましょう。

プログラムの多様性：イベント内で多彩なプログラムやアクティビティを提供することで、参加者が飽きずに楽しめるように工夫しましょう。トークセッション、ワークショップ、エンターテインメント、クイズやゲームなど、異なる要素を組み込むことで、多くの参加者を引き寄せることが可能です。



イベントの抽選会の様子



ゆるキャラやスペシャルゲストの登場も集客に効果的

2. シンガポール人の特性を理解する

シンガポールは、多様な文化と言語が交錯する都市国家であり、その多彩な背景を尊重しながらイベントを計画することが極めて重要です。私は長年にわたり、ステージでの経験から得た知見を共有しま

すが、シンガポールのオーディエンスは非常に効率志向で、必要な情報や結論をスピーディに求める傾向があります。日本の企業が海外でイベントを開催する際、陥りがちな失敗は、現地の文化やコミュニケーションスタイルを理解せず、日本国内でのイベントとまったく同じスタイルを進めてしまうことです。

もちろん、日本独自の丁寧なおもてなしや「日本らしさ」をアピールすることは重要ですが、このアプローチに固執しすぎて、現地の潜在的な顧客を見逃してしまう可能性があるのです。またシンガポールとマレーシアといった近い距離にある国であっても、オーディエンスのニーズと嗜好は異なります。したがって、各国現地のPR会社やイベント企画会社からのアドバイスを積極的に受け入れることが肝要です。

特に、モールや野外でのPRイベントを考える際には、ダイナミックな抑揚のある演出とスピード感が非常に重要です。成功するためには、現地の文化や市場の特性を深く理解し、それに合わせた戦略を練ることが欠かせません。

3. 観客との双方向コミュニケーションを重視する

単なる一方通行のイベントでは、シンガポールの観客の心をつかむことは難しいでしょう。実は、シンガポール人は日本人と同じくらい控えめな性格が多いため、人前での積極的な参加が苦手な傾向があります。しかし、インタラクティブなコンテンツやアクティビティは、彼らの興味を引き、イベントを盛り上げるのに非常に効果的です。

ノベルティや特別なプレゼントへの関心も非常に高いので、選択式のクイズ、抽選会、じゃんけん大会など、簡単なルールで子供から大人まで楽しめるアクティビティは、人々を引き寄せ、大いに喜ばれます。ゲームなどを通じて、単なる観客ではなく、積極的な参加者としてのアイデンティティを高めるためにコミュニケーションを促す仕掛けを取り入れることが大切です。また、イベント当日だけでなく、イベント後も観客との継続的な関係を築き、ファンを獲得することが成功の鍵です。そのために、アンケートの実施やSNSアカウントへの登録

を促進するなど、観客との関係を維持していくための仕掛けが非常に有益です。



旅行イベントでのじゃんけん大会の様子

4. 効果的な事前告知とSNS活用

多くのイベントが、告知期間が短すぎて集客に苦しむという課題に直面しています。告知のタイミングは早すぎても遅すぎても効果が薄れますが、ベストなタイミングは通常、1ヶ月半から1ヶ月前とされています。シンガポールは国土が狭く、娯楽が限られているため、多くの人々がEventbriteやKlookなどのプラットフォームを通じて最新のイベント情報を積極的に検索しています。さらに、シンガポールの住民はほぼ全ての年齢層でスマートフォンを使いこなし、日常的にSNSを活用して情報収集を行っています。10代から30代の若年層は主にInstagramとTikTokを利用し、自身の関心事やフォローしているインフルエンサーから情報を得ることが一般的です。

一方、40代以上の層は主にFacebookを好んで利用し、特定のコミュニティやグループ内での情報共有が頻繁です。したがって、成功の鍵はターゲットオーディエンスや年齢層に合わせたSNSプラットフォームの選択と情報発信のタイミングです。インフルエンサーと提携し、ターゲット層にリーチすることも有効です。

5. 成功の鍵：専門知識と効果的なコミュニケーション

シンガポール市場において高い経験値を持つ現地のPR会社や、観客とのコミュニケーションにおいて不可欠なバイリンガルMCなど信頼できる専門チームを確実に組むことで、イベントを安心して成功へと導くことができます。

最終的に、イベント計画において最も重要なのは、「何を伝えたいか」と「誰に伝えたいか」を明確にし、それに基づいてイベントの効果を長期的にどのように期待するかを検討することです。これらの要因を慎重に考慮しながら、戦略的なイベント企画を行うことが不可欠です。



イベントの様子2

執筆者氏名

宮川 光彩 (みやがわ みさ)

経歴

1988年マレーシア生まれシンガポール育ち。高校・短大の約6年間を日本で過ごす。2013年に独立し日系企業や銀行をはじめ日本大使館や日本の内閣府、経済産業省、各地方自治体主催のイベントで司会兼通訳として活躍。セミナーやレセプション以外にも対談やインタビュー形式のイベント進行も得意としメディアイベント、ウェディングまで幅広くこなす。2018年から鳥取県観光大使を務め、県のPR活動も行っている。着物師範（国際資格）保有。趣味はムエタイと中国語の勉強。
luster.sg@gmail.com

岐路を乗り越える： 進化する東南アジアのプラントベース食品事情

TEMASEK POLYTECHNIC
Deputy Director, Industry Partnerships
Kalpana Bhaskaran (カルパナ・バスカラン)



はじめに

農業は地球温暖化に影響を与える重要な一つの要因であり、農業排出物のうち、特にメタンと亜酸化窒素を削減することは、気候変動緩和の重要な目標の一つとなっています。大手の食肉や乳製品の企業は、畜産や農業のロビー団体とともに、何百万もの資金を投じて、畜産と気候変動の関連性について、疑念を広めてきました。

代替タンパク質は、このような環境への懸念だけでなく、健康志向や倫理的配慮など、さまざまな要因により、近年大きな注目を集めています。代替タンパク質には、次のカテゴリーが含まれていますが、具体的には、植物性タンパク質、微生物性タンパク質、昆虫タンパク質、および培養肉などがあります（図1参照）。本記事では、植物性タンパク質について、焦点を当てます。

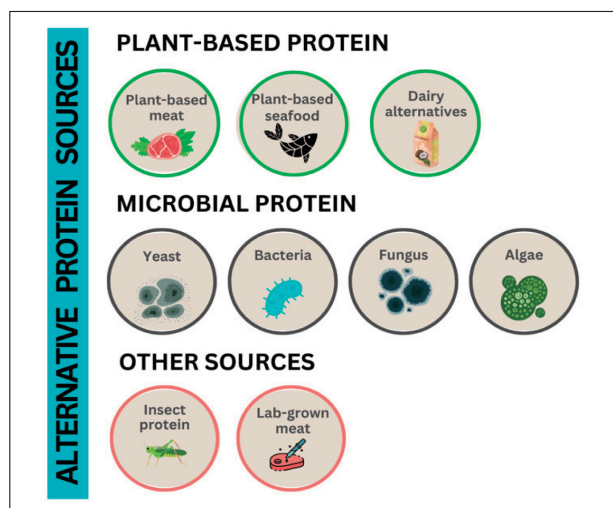


図1.代替タンパク質の種類

市場の需要

アジア太平洋地域は、人口の多さ、食の好みの変化、中流階級の消費者の増加により、計り知れない市場の可能性を秘めています。中国、インド、日本、韓国などの国々では、健康意識、環境への懸念、食事の西洋化の影響を受け、プラントベース食品への注目が高まっています。さらに、インドの菜食主義やアジア諸国の仏教などの宗教的、文化的慣行も、プラントベース食品の需要に貢献しています。アジアのプラントベースの食品市場は2020年には174.73億ドルでありましたが、2021年から2026年には10.8%で成長すると予測されています。プラントベース食品の中で植物性タンパク質市場への投資は、シンクタンクのGood Food Institute (GFI) によれば、シンガポールでは2019年にはわずか5.9百万ドルでありましたが、2022年には169.8百万ドルに増加しています。これは、アジア太平洋地域で2019年の42百万ドルから2022年に562百万ドルに増加した一部です。また、シンガポールのレストランごとのビーガン料理の数は、ビーガン食品のアプリabillionによると、2019年第2四半期の2.3から、2020年第2四半期には4.2に増加しました。シンガポールの植物性タンパク質市場は、2020年から2027年までで4.27%増加し、479.4万ドルから642.4万ドルに成長すると見込まれています。これには、所得の増加と、タンパク質源としての大豆とエンドウ豆の人気の影響が影響しています。また、主要な市場関係者による提携も、人気をさらに後押ししています。例えば、シンガポールにおけるプラントベ-

ス食品の需要の高まりに応えるため、2020年2月に、BuhlerとGivaudanは、Givaudan Woodlandsサイトに、イノベーションセンターを開発するための提携を発表しました。

アジア太平洋地域（APAC）では、2020年から2030年までに植物性タンパク質の市場規模は、135億ドルから648億ドルに増加する見込みです。これは、中国などの需要の増加、消費者の受け入れ、競争力のある価格設定、また、この地域における豊富な製品によるものです。

東南アジアの起業家や新興企業は、伝統的な肉や魚料理の代わりに、革新的で文化に根ざした代替タンパク質の商品を開発しています。地域の多様な人々の好みと嗜好に応え、さらなる成長を促進しています。

東南アジアの政府は、植物性タンパク質の利点をますます認識し、その成長を支援する政策や取り組みを実施しています。具体的には、持続可能な農業の推進、研究開発への投資など、植物性タンパク質の生産と消費を奨励するためのインセンティブの提供が行われています。シンガポールは世界的にみても、先頭に立って取り組んでおり、多くの新しい工場が設立されています。

植物性タンパク質の食品を摂取することの利点

植物中心の食生活を行うと、個人と地球の両方に多くの利点をもたらします。豊かな緑地の拡大、動物やその他の種の保護、CO2排出量の削減、水や食料などの貴重な資源の保全に寄与します。この大きな変化を受け入れることは、持続可能な生活を追求する上で重要なステップとなります。

- ①心臓の健康：ランダム化クロスオーバー試験では、SWAP-MEAT（食欲をそそる植物性食品に関する研究 - 肉食代替試験）が行われ、各8週間、動物性食品と植物性食品を1日あたり2食分以上摂取し、他のすべての食品と飲料は2段階間で可能な限り同様に保つ試験が行われました。食事カウンセリング、研究室評価、マイクログバイオーム評価（16S）、および人体計測の結果、植物性食品と動物性食品の摂取を対比

すると、他のすべての食事成分を同様に保ちながら、プラントベースの製品がトリメチルアミン-N-オキシド（TMAO）を含むいくつかの心血管疾患の危険因子を改善することが証明されました。その際、植物性製品から有害な影響はありませんでした。

- ②メタボリックシンドロームと慢性疾患：プラントベースの食事は、糖尿病のコントロール改善、炎症活性の低下、食事摂取または腸内活性を介した神経伝達物質代謝の変化などの作用があります。具体的には、T2DM及び肥満患者を対象とした32件の研究のうち19件、健康な人を対象とした32件のうち7件が、プラントベースの食事と肉食の食事を比較して、体重減少およびHbA1c（血糖レベルの長期マーカー）の低下などの代謝改善がより顕著であることが観察されました。これは、プラントベースの食事が有益な代謝変化を示す最近のメタ分析とほぼ一致しています。
- ③腸の健康の向上：プラントベースのタンパク質が豊富な食事は、健康な腸内細菌を促進することができます。プラントベースの食事に含まれる多様な繊維と栄養素は、腸内細菌に栄養を与え、全体的な健康と免疫力にプラスの効果をもたらします。
- ④環境への影響：動物の肉をプラントベースの肉に置き換えることで、環境への影響を大幅に削減することができます。例えば、通常の牛肉バーガーをプラントベースのバーガーに置き換えると、土地利用を96%、温室効果ガス排出量を89%、水使用量を87%削減できます。畜産は地球上の全農地の77%を使用していますが、食料の17%しか供給していません。

プラントベースの製品の主要な原料は、温室効果ガスの排出がはるかに少ないため、動物の飼料用に使用される耕地を再植林、土壌保全、再生可能エネルギー生産に活用し、気候変動を緩和することができます。

世界中では、食品供給で、年間約13.7億トンの二酸化炭素同等物（CO2e）を排出していますが、119か国と38,000の商業農場のデータによると、特定の

食品製品、特に動物ベースの食品が、温室効果ガス（GHG）の排出に大きな影響を与えていることが明らかになっています。

例えば、わずか1キログラムの牛肉を生産するために、60キログラムの温室効果ガスが発生することがこの研究で示されています。この排出レベルは、次に排出が多い羊肉と比較して、ほぼ2.5倍の高さです。対照的に、プラントベースの食品は、1～2キログラム未満の温室効果ガスを生成します（図2を参照）。

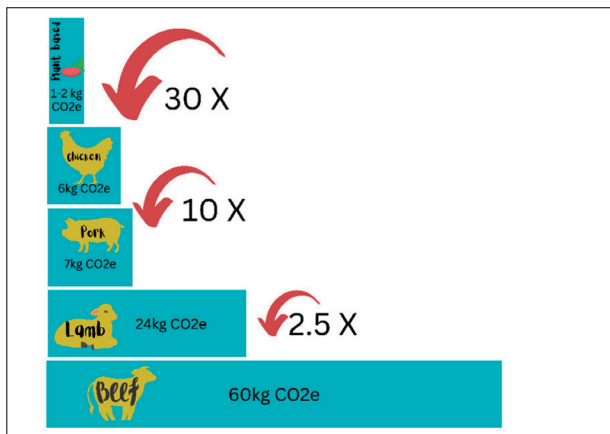


図2.生産1kgあたりのCO2排出量

私たちの食事の一部をプラントベースの肉など、植物性タンパク質に置き換えると、CO2排出量が約70～90%以上削減できる可能性があります。ただし、具体的な削減量は、タンパク質の代替品の種類と供給源、農業慣行、個々の消費パターンなど、さまざまな要因によって異なります。

植物性タンパク質の種類

プラントベースの製品への消費者の需要が急速に増加し続けていることから、植物性タンパク質の幅広いポートフォリオが利用可能となっています。具体的には、プラントベースの肉、卵、乳製品（図3参照）などがあります。消費者の嗜好から栄養、機能性、価格、入手可能性、調達などの要件により、異なる植物性タンパク質源が利用できます。

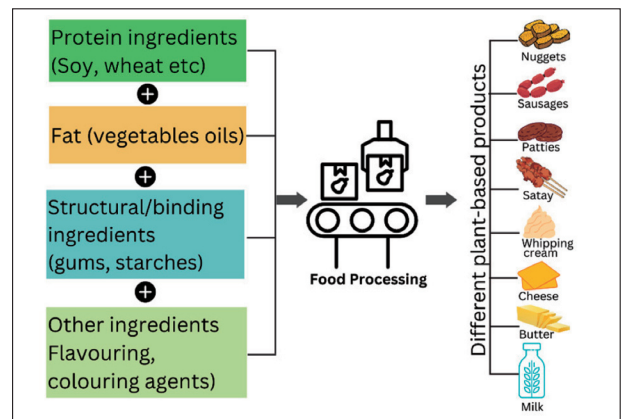


図3.プラントベース食品の種類

消費者の認識

①価格：価格が高い場合もありますが、それ以上に地球と私たちの健康の両方に大きなメリットをもたらしています。プラントベースの食事は長期的にみて、健康面と環境面で初期費用以上の効果をもたらします。プラントベースの食事のコストを評価する際には、全体的な価値と持続可能性を考慮することが必要です。プラントベースの製造工場を増設し、生産を最適化することで、価格をほぼ半分に削減することができます。

②味：消費者がプラントベースの食品を採用する際の最大のポイントは味です。しかし、プラントベースの食品を肉のように味わい、機能させるには、多くの課題を克服する必要があります。例えば、本物の肉は、肉に脂肪が含まれているため、ジューシーであるとよく言われます。しかし、本物の肉の食感を模倣するために飽和脂肪を加えた場合、植物性飽和脂肪の融点が肉製品よりも高いため、ジューシーさに欠けてしまいます。不二製油をはじめとする食品メーカーは、プラントベースの肉の食感や味を改良するための工夫を重ねています。

口の中での動物性脂肪の状態を調査し、それをプラントベースの脂肪で再現するために多くの研究が行われています。プラントベースのタンパク質には、通常、苦味、豆のような香り、ボール紙のような香りなどの望ましくない風味も含まれています。原因となるフレーバー化合物についての深い理解が必要であるとともに、これらのフレーバーを中和または補完するための専門知識も必要です。

③栄養：タンパク質が高品質であるとみなすには、十分なレベルの 必須アミノ酸が含まれ、容易に消化および吸収される必要があります。タンパク質の品質を測定するさまざまな方法、例えば PDCAAS や DIAAS など、タンパク質の品質を決定しています。肉、乳製品、卵などのほとんどの動物性タンパク質は、通常 PDCAAS が 1.00 に近く、完全なタンパク質源を示します。しかし、プラントベースのタンパク質は一般的に不完全で、1 つまたは複数のアミノ酸が不足していることがあります。その中で、大豆タンパク質は PDCAAS が 1.00、カナダラップ、ポテト、エンドウ、キヌアタンパク質は 0.75 となっています。製品内で植物性タンパク質の種類を組み合わせることで、お互いのタンパク質を補完し、さまざまなアミノ酸の要件を満たすことができます。

また、植物性タンパク質は特定の必須アミノ酸が不足している一方で、他のアミノ酸をはるかに多く含んでいることもあります。例えば、大豆タンパク質はホエイタンパク質よりも少ないロイシンを含んでいますが、アルギニンの約 3 倍、グルタミンの 2 ～ 3 倍、グリシンの 2 倍を含んでいます。

④今後の展開：プラントベースの代替タンパク質の台頭は単なるトレンドではなく、広範囲にわたる利益をもたらす変革的で持続可能な動きです。この記事で説明したように、これらのタンパク質は美味しく栄養価が高いだけでなく、私たちの食システムをより良いものに再構築する力も持っています。私たちが選択するそれぞれの食事は、熱心なビーガンであろうと、フレキシタリアンであろうと、あるいは単に好奇心旺盛であろうと、より持続可能で思いやりのある食の未来に貢献する力があることを忘れないで下さい。

今日、一步踏み出して、新しいプラントベースのタンパク質の料理を試し、このエキサイティングで意味ある変化に参加してみたいか？

<参考文献>

Bryant, C. J. (2022). Plant-based animal product alternatives are healthier and more environmentally sustainable than animal products. *Future Foods*, 100174.
Crimarco, A., Springfield, S., Petlura, C., Streaty, T., Cunanan, K., Lee, J., ... & Gardner, C. D. (2020). A randomized

crossover trial on the effect of plant-based compared with animal-based meat on trimethylamine-N-oxide and cardiovascular disease risk factors in generally healthy adults: Study With Appetizing Plantfood—Meat Eating Alternative Trial (SWAP-MEAT). *The American journal of clinical nutrition*, 112(5), 1188-1199.

Hannah Ritchie (2020) - "You want to reduce the carbon footprint of your food? Focus on what you eat, not whether your food is local". Published online at OurWorldInData.org. Retrieved from: 'https://ourworldindata.org/food-choice-vs-eating-local' [Online Resource]

Knowledge Sourcing Intelligence. (2022, August). Singapore Plant Protein Market. <https://www.knowledge-sourcing.com/report/singapore-plant-protein-market>

Medawar, E., Huhn, S., Villringer, A. et al. The effects of plant-based diets on the body and the brain: a systematic review. *Transl Psychiatry* 9, 226 (2019). <https://doi.org/10.1038/s41398-019-0552-0>

Hertzler, S. R., Lieblein-Boff, J. C., Weiler, M., Allgeier, C. (2020). Plant Proteins: Assessing Their Nutritional Quality and Effects on Health and Physical Function. *Nutrients*, 12(12). <https://doi.org/10.3390/nu12123704>

<https://www.industryarc.com/Report/19784/asia-plant-based-food-market.html>

<https://vegconomist.com/region/asia-pacific/asia/>

Neo, P. (2022, March 23). Double opportunity: Why both affordability and premiumisation are providing plant-based promise in APAC. *Food Navigator Asia*. <https://www.foodnavigator-asia.com/Article/2022/03/23/both-affordability-and-premiumisation-providing-plant-based-promise-in-apac>

Palan, J. (2023, February 27). How to Bring Authentic Taste to Plant-based Meat. *Kerry*. <https://www.kerry.com/insights/kerrydigest/2023/plant-based-meat-taste.html>

Panoff, L. (2022, January 4). Incorporating Plant-Based Meat Alternatives into Your Healthy Diet. *Healthline*. <https://www.healthline.com/nutrition/is-plant-based-meat-healthy>

Rosenberg, L. (2022, February 8). Plant-Based Meat Prices Are Finally About to Plummet (Updated). *Green Matters*. <https://www.greenmatters.com/p/why-is-plant-based-meat-so-expensive>

The Good Food Institute. (n.d.). Reducing the price of alternative proteins. <https://gfi.org/reducing-the-price-of-alternative-proteins/>

執筆者氏名

Kalpana Bhaskaran (かるばな・ばすからん)

経歴

シンガポールのテマセク・ポリテクニクの業界パートナーシップ担当副所長兼グリセミック指数研究ユニットの責任者。シンガポールと地域で最初の認定グリセミック指数研究ユニット (GIRU) の設計、計画、実装を支持し、この分野で多くの臨床試験を完了。また現在、多くの進行中の栄養介入試験と有効性試験の主任研究者として活躍するとともに、機関レベルで応用研究を推進するイニシアチブである栄養およびヘルステッククラスターのクラスター共同議長。砂糖入り飲料からの砂糖の削減とニュートリグレードラベルの発売に関連して、シンガポール保健省の専門家顧問にも任命。

インド投資における注意点/紛争解決条項 ～シンガポールを利用したインド投資とインド紛争解決～

ONE ASIA LAWYERS GROUP: FOCUS LAW ASIA LLC
Group Managing Partner

栗田 哲郎

South Asia Practice Group Head

志村 公義



栗田 哲郎



志村 公義

はじめに

近年、米中間の貿易摩擦やアメリカ企業のインドへの生産移管などに伴い、2023年に入り、インドに投資をする日本企業が増加しており、当事務所の体感としてもインド案件に関する相談が急増している。

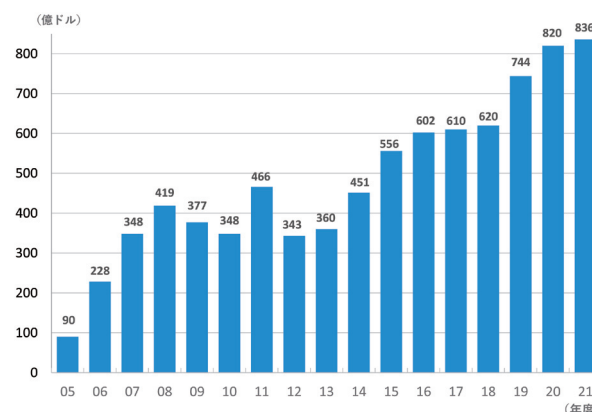
しかし、多くの日本企業にとって、未だにインド市場は未知の市場であり、それに伴うリスクを理解する必要がある。ビジネス上のリスクに加え、インドにおいては他国にはなく理解が難しい法律・規則が存在するため、そのような法律上のリスクを理解することも重要であり、そのようなリスクをどのように避けるべきか方法論を理解しておくことも重要である。

本稿においては、増加するインド投資とその背景、インド投資における法律上の留意点、インドにおける独特の法制度や慣習、そのようなリスクを避けるためのシンガポールの利用法、そして、どのような紛争解決条項を導入しておくべきか解説をする。

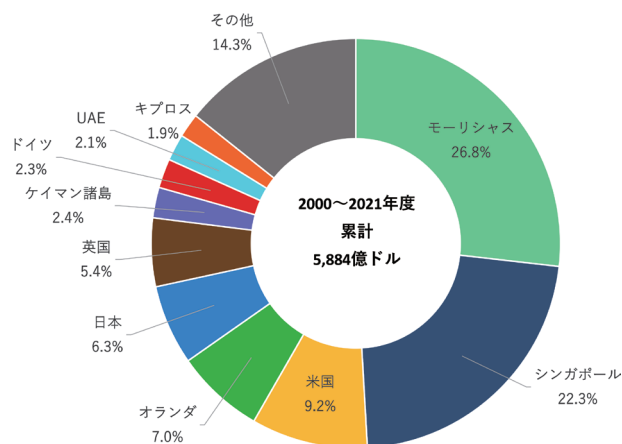
1. 増加するインド投資とその背景

(1) 急増するインド投資

近年、日本からインドに対する投資への注目が集まっている。インド政府商工省 (Ministry of Commerce and Industry) の Department for Promotion of Industry and Internal Trade の調査によると、2005年で90億ドルだった対インドの直接投資額は、2021年には836億ドルにまで増加しており、2020年の直接投資額は世界第6位だった。



図表1 対インド直接投資の推移 (実行額ベース)¹



図表2 インドの直接投資受入状況 (投資国別・2000～2021 年度累計)²

上記はインドへの国別直接投資額の割合を示したグラフであるが、特筆すべきは、モーリシャスが全体の26.8%、シンガポールが全体の22.3%も占めていることにある。この背景としては、インド・モーリシャス間の租税条約、インド・シンガポール包括的経済協力協定の発行に伴う金融投資の増加や、両国間の租税条約のキャピタルゲイン優遇措置によって、外国企業がモーリシャス・シンガポール経由で

インドに投資することで、節税などの利益を享受できることが挙げられる。

また、日本からの直接投資も全体で5位となっており、この数字からも日本企業のインド市場への注目度の高さが読み取れる。

(2) 増加の背景

近年のインド進出の増加の背景としては、①米中の貿易摩擦、②人口の多さといった2つの大きな要因が挙げられる。

まず2018年のトランプ政権から表面化した「米中の貿易摩擦」であるが、同年以降2023年の現在まで継続している。この米中間における関税の上昇の影響を受け、新たな製造拠点としてインドが注目されるようになった。インド政府も、「メイク・イン・インド」という理念を掲げ、PLI（生産連動型優遇策）をはじめとする数多くの政策を実行し、これも海外企業のインド進出への追い風となっている。その結果、外資誘致が促進され、急速な成長を遂げているのである。

また、インドにおける人口の多さも、インドへの投資が急増している要因の一つである。今年2023年には、インドは中国の人口を追い抜き、14億2800万人に到達した。インドの年齢別人口構成比は綺麗なピラミッド型を描いており、単純に労働力としての若者の数が多い。また顧客となる対象も、中国に匹敵するほどであり、ビジネス市場として大変優れている。そしてこの人口ボーナスは2040年まで継続すると予測されており、インドの成長に対する視線は、非常に肯定的である。



観光客が戻ってきたタージマハル

2. インド投資における法律の留意点/ インドにおける独特の法制度

このように、更なる成長が見込まれるインド市場に進出をする上で、注意しなければならない点はいくつか存在する。インドのモディ政権の発足以降、インドのビジネス環境は改善してきたものの、州ごとに異なる複雑で不透明な法制度、他社との厳しい競争、インフラの未整備などが日本企業のインド進出の阻害要因と指摘されてきた。

特に法制度については突然の大胆な改正が相次いでおり、例えば①2016年における突然の高額紙幣の廃止、②2017年におけるGST（財・サービス税）の導入、③2020年における厳格な排ガス規制「BS6」の導入、④その他、コロナ禍の厳格なロックダウンなどにより、経済・社会の混乱が繰り返されてきた。

(1) コモン・ローと連邦制

インドにおける法制度は、日本と大きく異なる。1947年までイギリスによる植民地支配を受けていたこともあり、コモン・ローの影響を強く受けている。インドでは判例・慣習を最重視しており、成分法はあくまでその補完として用いられているというのが現状であり、日本のシビル・ローとは法律制度の根本が異なっている。

さらに、インドは連邦制を採用しており、例えば、労働者の権利に関する法律も、連邦議会および29の州議会によって制定される。原則として連邦法は州法に優先し、労働者の定義や、弱者保護に関する全国的に統一が必要な事項については、連邦法に従わなければならないものの、連邦法のほかに州法の理解も必要であり、外国企業への大きなハードルとなっている。

(2) 独特な労働法制

インドにおいては、上記の通り、州法によって規定されている事項が多く、注意が必要である。その他、独特の労働法の規則も多く、例えば、インドにおいて、労働者は「ワークマン」と「ノンワークマン」に分類されており、インドにおける「ノンワー

クマン」は、そもそも労働法の適用を受けない。そのため、もし仮にインドで雇った「ノンワークマン」を解雇する場合、労働法に依拠することはできず、雇用契約に則って手続きを進めなければならない。

このとき、雇用契約に十分に解雇事項を記載していなければ、従業員との紛争に至る恐れがある。したがって、インドにおいて「ノンワークマン」を雇用する場合、あらかじめ解雇の手続きなどを定めておき、契約をしなければならないものとされている。

その他、最後に雇用された者からの解雇ルール（Last come first go、労使関係法典71条）、ある労働者が普通解雇された後、会社が新規採用を行う場合には当該普通解雇された労働者に対して他の候補者よりも優先して再雇用の機会を与えなければならないルール（再雇用時の優先原則、同法72条）など、独特の労働法・労働慣習が存在するため、注意が必要である。

(3) 独特な買収・株式譲渡に関する規制

インド企業の買収・株式譲渡についても注意が必要であり、インドでは、インド居住者と非居住者間における譲渡価格を自由に決定することができない場合がある。

すなわち、インドにおいて、「インド居住者がインド非居住者」から株式の譲渡を受ける場合、一定の価格以下で譲渡しなければならない、反対に「インド非居住者がインド居住者」から譲渡を受ける場合、一定の価格以上でなければならない。そしてこの一定の価格とは、「価格ガイドライン」に基づいて勅許会計士によって算出された「株式の公正な評価額」が基準となる。

つまり、インド非居住者がインド居住者と株式譲渡を行う場合、「常にインド居住者にとって有利」になるよう価格設定をしなければならない可能性があるため、注意が必要である。

3. 紛争を避けるための方策／紛争解決条項

このように、インド企業と取引をする場合、日本人の感覚にそぐわない場面が多く存在し、想定外の紛争に至る可能性がある。このような状況避ける

ための具体的な方策を、①契約書作成の重要性、②紛争解決条項・仲裁条項、③インド企業との交渉のコツの3つを紹介する。

(1) 契約書作成の重要性

まず、インドは英米法主義であるため、基本的には当事者の保護は契約書の規定に基づいてなされる。例えば、日本では車を知人に売ったとして、期日通りにお金が振り込まれない場合、日本では契約書に規定がなかったとしても、民法404・419条に基づき、法定利率3%の遅延損害金を求めることができる。他方、インドには日本のような民法が存在しないため、当事者は、民法による保護が受けられない。インドでは英米法主義がその根底にあるため、「契約書に盛り込まれていない内容は、権利・義務として存在しない」と解釈される傾向がある。かようなリスクを回避するため、日本企業がインド企業と取引をする場合、内容を十分に盛り込んだ契約書を作成する必要がある。

(2) インドの紛争解決制度および紛争解決条項の起案方法

そして、かように契約書を準備する場合、実際にインド企業と紛争が発生した場合に備え、予め契約書に紛争解決条項を盛り込む必要がある。インドにおける主な紛争解決制度には、裁判と仲裁がある。

①インドの裁判制度

この点、インドの裁判制度については、地方裁判所と高等裁判所、最高裁判所で構成されており、日本と同じく三審制がとられている。そして、インドでは紛争の数に比べて裁判官の数が少ない、結審まで数年から数十年に渡ることも珍しくない。したがって、日本企業はインド国内の裁判における紛争解決はなるべく回避し、代わりに仲裁（Arbitration）などの裁判以外の紛争解決条項にあらかじめ合意しておくことが推奨される。

②インドの国内仲裁制度

上記のようなインドの裁判の状況に鑑み、近年ではインドでは国内仲裁のインフラの強化に専念してお

り、国内仲裁の件数が増加しており、インド国内における仲裁機関には、(a) India Council for Arbitration (ICA)、(b) Mumbai Centre for International Arbitration (MCIA)、(c) Delhi International Arbitration Centre (DIAC) などがある³。



建設が進む工事現場「Building Nation, not a Road」

(a) India Council for Arbitration (ICA)

ICAは、インドを代表する仲裁機関の一つであり、1965年に非営利の仲裁機関としてインド政府と民間企業の主導のもとで設立された。本部はニューデリーにあり、インド全土に10の支店を有している。また、175席ある委員会室などの充実した設備に加え、インドの元首席判事、元最高裁判所判事、弁護士、元官僚、公認会計士、その他専門家など2500人以上の多様な仲裁人で構成されている点も特徴的だ。また、海外の仲裁機関とも連携し、毎年4500件以上の国内および国際仲裁事件を処理している。ICAによる仲裁の特徴は迅速かつ効率的な運営にあり、開始から終了まで仲裁手続全体を統括する独自の手続規則を制定するとともに、Fast Track Arbitrationという一定の時間の枠内で事案を処理すべきことを仲裁裁判所に要求できる制度があり、これらを用いて仲裁のコストを削減し効率的な運営を可能にしている。また、ADRの普及を使命として掲げ、数多くのADRに関する会議やトレーニングセッションを開催するなど、情報発信も積極的に行なっている。

(b) Mumbai Centre for International Arbitration (MCIA)

MCIAは、インドのムンバイにメインオフィスを構える独立・中立・非営利の仲裁機関であり、2015年に設立され、2016年に仲裁手続きの運営を開始した比較的新しい仲裁機関である。仲裁を効率的に行うための様々な規則が制定されていることが特徴的で、例えば、手数料の上限をあらかじめ決めておき、仲裁人との不要な料金交渉を省略するための制度や、緊急の場面で暫定的な解決を提供するために緊急仲裁人を任命する制度など、仲裁を効率的に行うための様々な独自の規則が定められている。

(c) Delhi International Arbitration Centre (DIAC)

DIACは、インド高等裁判所に併設された最初の機関仲裁センターとして2009年11月に設立された。「独立した、透明で、専門的な仲裁機関」として運営を続け、2018年には国際仲裁と国内仲裁とで公平な料金体系を規定したDIAC規則も制定された。デリー高等裁判所の敷地内に位置し、紛争当事者、仲裁人、弁護士にとってアクセスしやすい立地に設立されている。DIACは、充実した設備が特徴的で、プロジェクト付きのヒアリングルームやビデオ会議室などの最先端の設備を提供するとともに、国内外の研究ポータルへのアクセスが可能になっている。また、今般の仲裁の需要の増加にともない営業時間を拡大し、第2土曜日と日曜日を含む午前10時から午後8時まで営業している。

③第三国の仲裁機関

上記のようにインド国内仲裁機関の発展はあるものの、一般的な国際的取引の場合、下記のような国際的な仲裁機関を指定し、かつ仲裁地をインド国外にしておくことが推奨される。

- International Chamber of Commerce (ICC)
- Singapore International Arbitration Centre (SIAC)
- London Centre of International Arbitration (LCIA)
- Hong Kong International Arbitration Centre (HKIAC)

その主な理由としては、上記のインド国内の仲裁機関を選任し、インドを仲裁地としてしまった場合、仮に仲裁判断が出されたとしても、その仲裁判断の取消訴訟等の係属地がインド裁判となってしまう、インド裁判に巻き込まれてしまう可能性があるからである。すなわち、仲裁を選択する利点は、インド裁判に係属しないようにするためであるところ、インド国内仲裁を指定してしまうと、その仲裁判断が出された後の当該仲裁判断の取消訴訟等をインド裁判所に提起できるため、仲裁を選択したメリットが減殺されてしまう。このため、インド外の仲裁地を選択することにより、インドの裁判所に巻き込まれるリスクを提言することが肝要となる。

中でも、シンガポールにおいては、多くのインド人コミュニティが存在し、インド人からの信頼も厚いことから、シンガポールの仲裁地を選択し、Singapore International Arbitration Centre (SIAC)を仲裁機関として選択することが推奨される。

そして、SIACを選択する場合は、SIACのHPに掲載されているモデル仲裁条項を利用し、あまりこのモデル仲裁条項を変更しないことが推奨される。

<紛争解決条項>

Any dispute arising out of or in connection with this contract, including any question regarding its existence, validity or termination, shall be referred to and finally resolved by arbitration administered by the Singapore International Arbitration Centre ("SIAC") in accordance with the Arbitration Rules of the Singapore International Arbitration Centre ("SIAC Rules") for the time being in force, which rules are deemed to be incorporated by reference in this clause.

The seat of the arbitration shall be Singapore. The Tribunal shall consist of one (1) arbitrator.⁴

The language of the arbitration shall be English.

④準拠法および紛争解決条項

上記の紛争解決条項に加えて、契約の準拠法 (Governing Law) も定めることが多い。

<準拠法条項>

This contract is governed by the laws of _____.

この点、質問が多いのが、準拠法をインド法としながら、仲裁地をシンガポール、紛争解決機関をSIACとすることもあり得るのかという点であるが、このような合意を行うことは問題ないと言える。このため、準拠法をインド法としながらも、仲裁地をシンガポール、紛争解決機関をSIACとすることも有効であり、先方との交渉上、準拠法をインド法に妥協せざるを得ない場合であっても、仲裁地、紛争解決地は妥協しないように（例えばシンガポール仲裁などに合意するよう）交渉することを推奨している。

また、準拠法と仲裁地のいずれかを妥協しなければならない場合は、いずれを妥協すべきかと質問されることも多い。すなわち、先方インド当事者が、インド準拠法でかつインド仲裁を主張してきた場合、いずれを優先すべきかが問われる場合がある。この点、当事務所では、一般的に、準拠法をインド法に妥協せざるをえなかったとしても、紛争解決条項はインド仲裁ではなく、シンガポール仲裁を死守することを推奨している。理由としては、準拠法の問題は適切な仲裁人を選択することで解消できる可能性がある一方、①紛争解決条項をインド仲裁などに合意してしまった場合、インドの裁判所に仲裁の停止などの申立てを行われてしまう、②仲裁判断後にインドの裁判所に仲裁判断の取消の訴訟を提起されてしまうなどの問題が発生する可能性があり、インドの裁判所を避けた意味がなくなってしまう可能性があるからである。

下記の表の通り、準拠法が実体法であり、仲裁地などに関する条項は紛争解決の手続法を定めたものであり、仲裁地がインドに定められてしまうと、インドの仲裁法が適用されることが原則となり、仲裁手続きの適法性自体について判断を下せるのはイン

ドの裁判所となってしまうため、手続き自体がインド裁判所の判断によって停止、仲裁判断が取消されてしまうなどの可能性がある。このため、仲裁地を例えばシンガポールなど、仲裁手続きに対する理解度の高い法域に定めておき、手続き自体は適切に進められるように事前に同意しておくことが重要であると言える。

1. 準拠法条項 = 紛争の実体法を決定する条項 (例えば、損害賠償責任の有無、損害額の算定など)
⇒実体法の問題は適切な仲裁人を選任することで回避可能
2. 仲裁地に関する条項 = 紛争の手続法を決定する条項 (例えば、仲裁地がインドになるとインド仲裁法が適用され、仲裁手続自体の適法性などはインド裁判所マターとなる)
⇒手続き自体をとめられてしまうと紛争の解決自体が行えない可能性が高い

4. 最後に



G20開催会場

これから日本企業のインドへの投資が増加することはあっても、大幅に減少することはないものと思われる。その際、上記のようにインドに投資する場合は税務上のメリットをとるためシンガポールを利用し、インドにおける紛争解決を行うにあたっては、シンガポールなどの透明性の高い法域の仲裁を利用することが一般的には推奨されている。そして、インド・シンガポールはいずれもコモン・ローの法域であるため、慎重にコモン・ローの視点で契

約書の文言をレビューし、合意することによって、インド投資において発生する紛争リスクを可及的に低減しておくことが推奨される。

<訳注>

- 1 国際協力銀行インドの投資環境 第4章「直接受入動向」より
- 2 国際協力銀行「直接受入動向」
- 3 その他、Arbitration & Conciliation Centre – Bengaluru, Jammu and Kashmir International Arbitration Centre, Nani Palkhivala Arbitration Centreなどが挙げられる。
- 4 The Tribunal shall consist of three (3) arbitrators. として3名を選択すること可能である。なお、仲裁人間で意見が分かれた場合のため、2名、4名などの偶数の仲裁人は選択すべきではなく、5名なども仲裁人が多すぎ、コストが増大するため、一般的には避けるべきである。
- 5 なお、シンガポールで仲裁判断を得た後において、インド国内の資産に承認・執行する場合は、インドの裁判を経る必要があることには変わりがない。もっとも、インド国内仲裁にしていた場合、仲裁判断自体がインド裁判所によって取消されてしまうリスクがあること、仲裁手続中に仲裁の停止をインド裁判所に申し立てられるリスクがあることなどから、やはりシンガポールを仲裁地とした仲裁手続きが推奨される。

執筆者氏名

栗田 哲郎 (くりた てつお)

経歴

代表弁護士 (シンガポール法 (FPE)・日本法・アメリカNY法)。

2004年より日本の大手法律事務所 (森・濱田松本法律事務所) に勤務後、スイス・アメリカへの留学を経て、シンガポールの大手法律事務所 (Rajah & Tann) にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所 (ベーカーマッケンジー法律事務所) においてアジアフォーカスチームのヘッドを務め、日本企業のアジア進出・M&A・紛争解決に従事する。その後、2016年7月One Asia Lawyers Groupを創設 (シンガポールのメンバーファームはFocus Law Asia LLC)、2009年よりシンガポールに拠点を移し、2014年日本法弁護士としては初めてシンガポール司法試験 (Foreign Practitioner Examination) に合格、日本法・アメリカNY州法に加えて、シンガポール法のアドバイスも提供している。tetsuo.kurita@oneasia.legal

執筆者氏名

志村 公義 (しむら きみよし)

経歴

外資系法律事務所に8年間所属、外資系企業の日本投資案件 (コーポレート業務) を中心に執務を行う。その後、日系一部上場企業のアジア太平洋General Counsel、医療機器メーカーのグローバル本部 (シンガポール) での企業内法務に約10年間従事。19年4月からインドに駐在し、インドをはじめとしたバングラデシュ、パキスタン、ネパール、スリランカ等の南アジアの法務案件の対応を行う。2021年9月には、南アジア全8カ国の最新法務をまとめた日本初の書籍となる『南アジアの法律実務』(中央経済社) を出版。

kimiyoshi.shimura@oneasia.legal

「Dialogue with JCCI Scholars 2023」

JCCI基金では、日本への留学生派遣事業を1995年から実施しており、20周年を迎えた2015年からは、お互いの経験やキャリアなどを共有し、ネットワークを作るために、過去の留学生を集めた同窓会を実施しています。2019年からは、同窓生同士での情報共有からさらに輪を広げ、これからの留学候補者であるシンガポールの大学生や、JCCI会員、日本に関連した各種団体の方々にも、JCCI基金による奨学金制度や留学生の日本での経験談などを知って頂くため、「Dialogue with JCCI Scholars」を開催しております。本年度もハイブリッドの形式で開催されました。

日時：2023年8月18日（金）19：00～21：00

開催形式：ハイブリッド（日本人会ボールルーム、Zoom）

参加者：計67名（会場55名、オンライン12名）

パネリスト・司会：下記の通り

PANELISTS



2000 Waseda Scholar
Tan Eng Seng
(NUS graduate)



2019 Waseda Scholar
Bryan Kong
(SUTD graduate)



2021 Waseda Scholar
Jeremy Tan
(SUSS undergraduate)



2016 Waseda Scholar
Linnah Tan
(NUS graduate)



2021 Waseda Scholar
Man Wai Ting
(SMU undergraduate)



2021 ICU Scholar
Wang Lei
(NUS undergraduate)

2022 AWARDED SCHOLARS



Amelia Sim
(NUS)



Lim Siew Ping (Eliza)
(NUS)



Sephie Lean
(SUSS)

PROGRAMME

- ✿ Opening Address by Scholarship Committee Chairman Mr Masaru Kawata
- ✿ About JCCI Scholarship by Ms Ringo Lee
- ✿ Self-introduction from 3 New scholars
- ✿ About JUGAS Activities by JUGAS Vice-President Ms Shen Yue
- ✿ Dialogue with Former Scholarship Recipients (Q & A Session)
- ✿ Networking Dinner
- ✿ Closing Speech by Scholarship Committee Member Mr Takayuki Inagaki



司会のLinnahさん





河田委員長からの開会挨拶



2022年に選抜され、本年度の秋学期に入学予定の派遣生からの自己紹介

CURRENT PROGRAMMES

 早稲田大学 <small>WASEDA UNIVERSITY</small>	WASEDA UNIVERSITY SCHOOL OF INTERNATIONAL LIBERAL STUDIES (SILS) "One-Year Study Abroad Programme – Fall & Spring Semesters" <small>(Study period: Early September – End July)</small>
 国際基督教大学 <small>INTERNATIONAL CHRISTIAN UNIVERSITY</small>	INTERNATIONAL CHRISTIAN UNIVERSITY THE COLLEGE OF LIBERAL ARTS "One-Year-Regular Programme – Trimesters (Fall, Winter & Spring)" <small>(Study period: End August – End June)</small>

- ✔ **FULLY FUNDED** ✔ Rich variety of liberal arts subjects such as **Japanese language, culture, history of Japan, economy, geography, literature & etc**
- ✔ **NO BOND** ✔ Safe Accommodation
- ✔ **Singapore citizen, no age limit, MUST be university undergraduates (at least Year 2) with keen interest in Japan & GPA 3.75 and above over 5 (Not for Master student)**
- ✔ Japanese language knowledge **NOT** required but should be determined to learn
- ✔ Transfer of credits earned – applicant should check & confirm with home school

2023-09-19 08:17:11

JCCI リンゴから、奨学金制度についての紹介



シンガポール留日大学卒業生協会 (JUGAS) Ms Shen Yue 副会長からのご発言

<ダイアログQ&A・ネットワーキングの様子>



稲垣委員からの閉会挨拶



記念写真

着任のご挨拶

シンガポール日本商工会議所 理事
MITSUBISHI CHEMICAL SINGAPORE PTE LTD
Managing Director
矢島 慎太郎



この度シンガポール日本商工会議所の理事を務めさせていただくことになりました、三菱ケミカルシンガポール（MCS）の矢島と申します。微力ながら少しでも皆様のお役に立てるよう精一杯努めて参りますので、何卒よろしく願いいたします。

MCSは、30年以上にわたってシンガポールを拠点に食品等向けの包装材料や自動車・電機部品など工業材料に使われる樹脂原料、建築材料などの機能性素材といった各種化学製品の販売を手掛けている事業会社です。シンガポールをはじめとする東南アジア地域にとどまらず、インドやアフリカ、オーストラリアや台湾など、幅広い地域を対象に事業を展開しております。長い歴史の中でこれまで何度もグループ内再編を繰り返してきたMCSですが、今年10月にはグループ会社との統合により、アジア地域のコーポレートガバナンスやコンプライアンス（法令順守）といった内部統制関連の統括機能も有する新生MCSとして、また新たなスタートを切りました。私ともども、MCSを改めてよろしく願いいたします。

私個人の話をしますと、2002年に当時の三菱化学（現・三菱ケミカル）に入社し、主に自動車やフィルム・繊維向けのエンジニアリングプラスチック事業の営業として大阪や名古屋、アメリカ・ミシガン州での勤務や、東京本社での事業企画／管理などを経験してきました。シンガポールには入国規制緩和直前となる2022年2月に入国、1週間のStay Home Notice期間を経て着任いたしました。海外駐在は2か国目ですが、初めて担当する製品も含む幅広い事業の所管、前回のアメリカとは異なるアジア地域、加えてWith/Afterコロナでの活動と、慣れない経験に奮闘した、あっという間の1年半だった印象です。家族も帯同しているため、子どもの学校など仕事以外でもお世話になっている方もいらっ

しゃるのではないかと思います。

赴任後ほどなくしてコロナからの規制緩和が進んできたこともあり、出張や懇親会の機会も増え、オンラインにはない対面での活動の良さを再確認しながら、お陰さまで忙しくも充実した日々を過ごしております。一方で他の多くの企業と同様、我々三菱ケミカルグループもコロナ禍を経てリモートワークや国境にとらわれない事業運営を加速させており、対面とリモートワークのバランスや、国を跨いだ事業展開／統括のあり方については、引き続き模索が必要と感じております。ここシンガポールには、国際性、機動力や優秀な人材、そして東南アジアを中心としたMCSの管轄エリア内に限らず、グローバルでの最先端技術や市場動向の弊社グループ内への情報発信基地としてのポテンシャル等、多数のメリットがあると考えております。これらのメリットを最大化しつつ、日本及びシンガポール社会への貢献と弊社グループの成長の両立を目指して取り組んでまいりますので、皆様とは今後とも意見交換などできれば幸いです。

営業という職業柄、これまでは一定の顧客業界との付き合いが多かった自分ですが、シンガポール日本商工会議所の活動に参加させていただくようになった最近では、様々な業種／職種の皆様との情報交換を通じ、多くの刺激を頂戴する毎日です。商工会議所では主に理事会、募金委員会、第二工業部会のメンバーとしてかかわらせていただきますが、これらの枠組みにとらわれず、今後ともたくさんの皆様とお会いし色々とお交流させていただくことを楽しみにしております。お付き合いのある際には何卒よろしく願いいたします。

末筆ではございますが、皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げ、ご挨拶に代えさせていただきます。

第629回理事会 議事録

日 時：2023年7月11日（火）12：00～12：30

方 法：日本人会 2階 ボールルーム（オンライン参加あり）

出席者：（敬称略）

（日本人会）会頭：馬場

副会頭：土橋、江口、河野、山崎、村上

運営担当理事：澤田、神田、杉島、西村

理事：辻井、藤本、小林（篤）、阿部、矢島、中西、中條、稲垣、高村、疋田、小出、柴田、
大迫、小関、坂井、橋本

監事：大隅

参与：中西、久富

事務局：梁

（オンライン）副会頭：河田

理事：佐々木、小林（広）、関、横山、朝長

計36名

馬場会頭が議長となって開会した。

議 事：

1. 前回（第628回）議事録の承認

馬場会頭が前回（第628回）の議事録について諮ったところ、異議なく承認された。

2. 審議事項

(1) 「シンガポールの税務・会計の基礎を学ぶセミナー」への後援名義付与について

梁事務局長より、ジェットロ・シンガポール事務所が主催する「シンガポールの税務・会計の基礎を学ぶセミナー」に対するJCCI後援名義の使用申請について、説明があり、諮られたところ異議なく後援名義の付与が承認された。

(2) 入退会について

梁事務局長より、4法人からの入会申請、5法人会員、5個人会員からの退会申請があったとの説明があり、諮られたところ異議なく承認された。これにより会員数は、法人会員714社、個人会員65名、計779会員となった。

3. 報告事項

(1) 会頭報告、最近および今後の主要行事・会合について

馬場会頭より、参加した「日本語スピーチコンテスト」（7月9日）の報告、参加予定の「アセアン事務総長とFJCCIAとの対話」の延期（8月1-2日に）についての知らせがあった。

(2) 部会・委員会・基金からの報告

- ・杉島部会長から、「第三工業部会懇親会」について、報告があった。
- ・疋田部会長から、「金融・保険部会懇親会」について、報告があった。
- ・小林賃金調査委員長から、「2023年賃金調査」について、報告があった。

(3) 大使館並びにジェットロからの報告・連絡事項

- ・ジェットロの久富所長より、イベントと調査報告の案内があった。

(4) その他

・事務局連絡

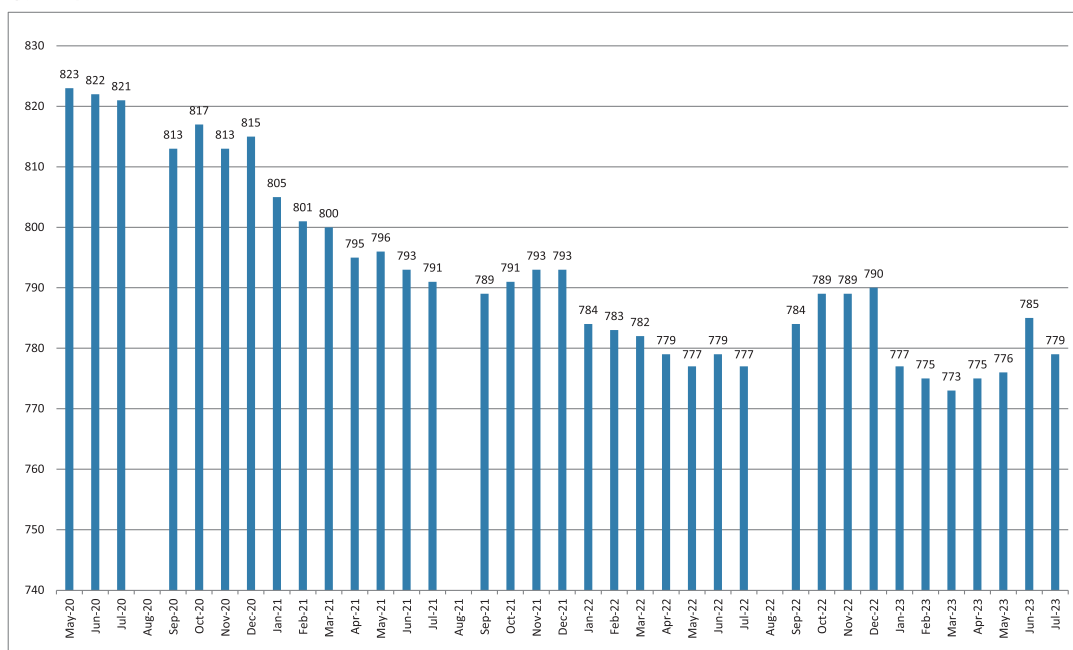
- 梁事務局長より、「2023年海外視察団の派遣」、「2024年8部会合同新年会の開催」について、案内があった。
- 新任の橋本理事（東芝アジア・パシフィック）の挨拶、退任する久富参与の挨拶と馬場会頭によるピューターの贈呈・写真撮影があった。

以 上

<入会承認会員一覧 (2023年9月理事会)>

会 員 名	格付	備 考
KOWA SKYMECH PTE. LTD. [第一工業部会]	B (法人)	工場における自動化設備の提案、設計、製造、販売、アフターサービス 現地法人 (100%日本出資) 設立登記：1988年9月 従業員数：30 (派遣邦人2)
SYNTECH SWITCHGEAR & ENGINEERING PTE. LTD. [第三工業部会]	B (法人)	産業用配電盤、住宅用配電盤の製造・販売・メンテナンス 現地法人 (合資) 設立登記：2007年4月 従業員数：131 (派遣邦人1)
NOMOAH PTE LTD [法人サービス・IT部会]	C (法人)	Supporting for set up company in Singapore from Japan 現地法人 (現地独立資本/個人事業主) 設立登記：2023年4月 従業員数：1
Ms. Akiko Terashima (AON) [金融・保険部会]	D (個人)	損害・生命保険仲介、再保険仲介、人事コンサルティングの分野にて最適な提案をお届けする、世界最大の保険ブローカー 現地法人 (現地独立資本/個人事業主) 設立登記：1983年4月 従業員数：800 (派遣邦人1)
Ms. Yoko Inoue (BAKER & MCKENZIE. WONG & LEOW) [法人サービス・IT部会]	D (個人)	国際法律事務所 その他 設立登記：2000年12月 従業員数：172
Mr. Shogo Kimura (KPMG SERVICES PTE LTD) [法人サービス・IT部会]	D (個人)	M&A、経営他のコンサルティングサービスの提供 その他 設立登記：2000年5月 従業員数：2408
Mr. Masataka Miyabe (PRICEWATERHOUSECOOPERS GHRS PTE LTD) [法人サービス・IT部会]	D (個人)	Management consultancy services, market research and public opinion rolling 現地法人 (現地独立資本/個人事業主) 設立登記：1995年8月 従業員数：306 (派遣邦人1)

最近の推移：



<新規入会会員紹介>

会社名 (英)	KOWA SKYMECH PTE. LTD.	
登録代表者名 (日・英)	富永 修一 TOMINAGA Shuichi	
所在地	11B Tuas Road Jurong Industrial Estate Singapore 638508	
電話番号	6862-6930	
事業内容	東南アジア地区における、工場自動化設備の提案・設計・製造・販売	
会社概要	<p>弊社では、ロボットを活用した生産ラインの少人化設備、画像処理による検査の自動化、搬送・梱包の自動化など、ファクトリーオートメーション設備の提案から設計・製造・販売、アフターサービスまでを一貫して行っております。</p> <p>30年以上の経験を活かし、お客様の要望に沿った最適な自動化ソリューションをご提案しております。工場での自動化工程をご検討の際には、是非お声がけください。</p>	

会社名 (英)	MITSUBISHI POWER ASIA PACIFIC PTE. LTD.	
登録代表者名 (日・英)	隠土 朗大 ONDO Akihiro	
所在地	150 Beach Road, #33-03/04 Gateway West Singapore 189720	
電話番号	6293-5352	
事業内容	発電システム・機器の開発・設計・製造、長期メンテナンスの提供	
会社概要	<p>三菱重工業グループの中核を担う三菱パワーは、発電システムのリーディングカンパニーとして、大型・高性能ガスタービン、水素やアンモニアを利用したクリーンな発電方式、AI管理によるスマート発電所などに代表される革新的な発電技術とソリューションにより、エネルギーの脱炭素化と電力の安定供給に世界中で貢献し、持続可能な未来の実現に取り組んでいます。</p> <p>アジアパシフィックにおいても60年以上に渡って電力供給を支えてきました。今後も引き続き、この地域のお客様、パートナーとともに脱炭素社会への移行に貢献していきます。</p>	

会社名 (英)	SYNTECH SWITCHGEAR & ENGINEERING PTE LTD	 
登録代表者名 (日・英)	土屋 健太郎 TSUCHIYA Kentaro	
所在地	2 Woodlands Sector 1 #01-19 Woodlands Spectrum 1 Singapore 738068	
電話番号	6482-6208	
事業内容	産業用配電盤、住宅用配電盤の製造・販売・メンテナンス	
会社概要	<p>SYNTECHは2007年に設立されたHDB（公団）及びMRTや商業施設（産業用）配電盤の製造・販売・メンテナンスを行う会社で、2022年河村電器産業株式会社の海外現地法人となりました。シンガポールをはじめ海外市場で、これまで日本の事業領域で培ってきた「事業ノウハウ」や「固有の技術」で貢献するための事業展開を続け、「河村電器産業らしいグローバル化」という新たな挑戦に取り組んで参ります。</p>	

8月

8月17日 (基金) Happy Balloons



馬場会頭より開会挨拶



パフォーマンス 1



パフォーマンス 2



主催者及びパフォーマーとの記念写真

8月20日 貿易・運輸部会懇親ゴルフ



開会挨拶：中西副部長



集合写真



乾杯の発声：柴田副部長



中締め挨拶：田中幹事

9月

9月2日 (基金) Run For Inclusion



RunninghourのJohn See-Toh会長が主賓のChan Chun Sing教育大臣に
JCCIの馬場会頭と神田諮問委員長を紹介



主催者、主賓、JCCI及び各団体代表の皆さん



イベント開始の様子



参加者との交流

9月8日 Rugby World Cup 2023 - Inter-Chamber networking event



会場の様子



ラッキードローの様子

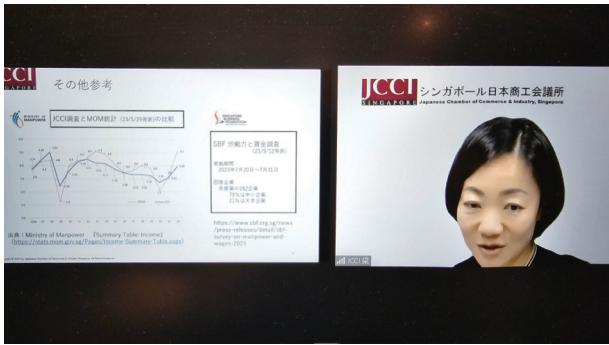


交流の様子

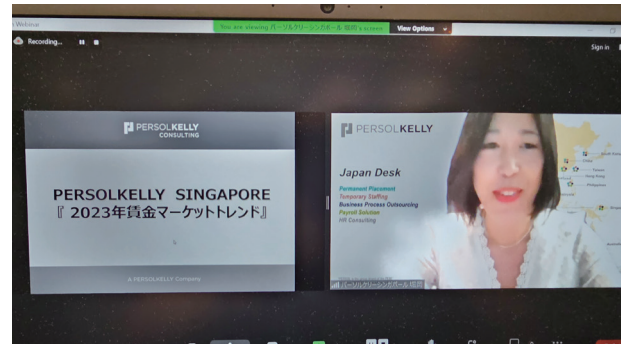


JCCI会員の参加者

9月20日 「2023年JCCI賃金調査結果報告」及び「賃金マーケットトレンド」ウェビナー



梁事務局長から、結果報告



PERSOLKELLY SINGAPORE 堀岡 磨己 氏

9月21日 金融・保険部会&第三工業部会共催「風水ツアー&懇親会」



シンガポールフライヤーの中で説明を聞く参加者



ツアーの様子



噴水に触りながら、願い事をする参加者



ホテルの中で説明を聞く参加者



Suntec Cityの構造についての説明



ガイドから説明を聞く参加者

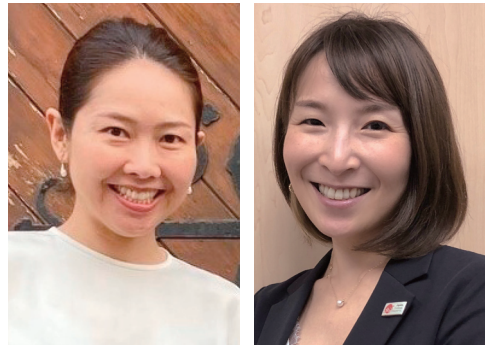
月報 October, 2023

編集後記

今月もJCCI月報をお読みいただき、有難うございました。今月も、様々な観点から、様々な専門家の方々にご寄稿いただきました。皆様の業務のヒントになる内容や、個人的な好奇心を満たしてくれる内容になっているのではないかと期待しております。ご協力いただいた執筆者の皆様に、改めて心より御礼申し上げます。

さて、昨年10月に個人での訪日旅行が再開されて以降、非常に多くのシンガポール人が日本を訪問されています。2023年8月時点までのデータでは、2023年に入り毎月訪日客数は2019年比でプラスとなり、2023年1月から7月の合計では、2019年の同時期と比較し約18%増加しています。日本の重点ターゲットである多くの市場では、まだ2019年比でマイナスとなっていること、シンガポールからの空路出国者数は、全体ではまだ2019年よりも少ないことを踏まえると、シンガポール人の訪日意欲が特筆して高いことが感じられます。この日本ファンの多さは、在星の日系企業の皆様が、長い時間をかけて、様々な分野で、日本のよいイメージを積み重ねてきたことに起因していると、駐在期間を通じて身をもって感じています。皆様が作り上げてきた「日本ブランド」を、訪日観光を含め、色々な形で日本の力に変えていけたいなと心から思っています。

本月報は、主に日系関係者の皆様が、ご自身の経験や知見をシェアしてくださり、相互に共有しあえる貴重な場の一つだと感じています。末筆ではございますが、発行に関わられた全ての関係者の皆様に深く御礼を申し上げます。



左：阪本 右：永井

(編集後記担当：JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION (SINGAPORE OFFICE) 永井 初芽)

○氏名：阪本 順子 (さかもと じゅんこ)
○出身地：兵庫県西宮市
○在星暦：1年 (2022年7月～)
○会社名：FUJIOIL ASIA PTE.LTD.
○仕事内容：HR & Administration 全般
○趣味：ダンス、サイクリング、バスケット、旅行
○シンガポールで一番素敵だと思うところ：多民族国家のため価値観も様々で「普通」がないところ。
○読者の皆様へ：記事の深堀りに関心のある方はお気軽に弊社までお問い合わせください。

○氏名：永井 初芽 (ながい はつめ)
○出身地：東京都板橋区
○在星暦：4年2か月 (2019年6月～)
○会社名：JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION (SINGAPORE OFFICE)
○仕事内容：シンガポールからの訪日客誘致
○趣味：読書 (歴史小説)、旅行、自然に触れること
○シンガポールで一番素敵だと思うところ：シンガポール人の旺盛な訪日意欲。仕事し甲斐があります。
○読者の皆様へ：今月の月報も楽しんでいただけたら嬉しいです！

発行

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY, SINGAPORE
10 Shenton Way #12- 04/05 MAS Building Singapore 079117
Tel: 6221 - 0541 Fax: 6225 - 6197
E-mail: info@jcci.org.sg Web: <http://www.jcci.org.sg>

編集

TOUBI SINGAPORE PTE.LTD.
138 Robinson Road #18-03 Oxley Tower Singapore 068906
Web: <http://www.toubi.co.jp/>

印刷

adred creation print pte ltd
Blk 12 Lorong Bakar Batu #01-01 Singapore 348745
Tel: 6747 - 5369 Fax: 6747 - 5269
Web: <http://www.adredcreation.com/>

< 2023年11月号月報 掲載予定記事一覧 >

- ①シンガポールの飲酒運転事情
ANDERSON MORI & TOMOTSUNE (SINGAPORE) LLP
花水 康
- ②最近の税務トピックスと税務ガバナンス
DELOITTE TAX SOLUTIONS PTE. LTD
矢部 直人
- ③世界・アジア/オセアニア地域の産業別景況見通し
ATRADIUS CREDITO Y CAUCION S.A.DE SEGUROS Y REASEGUROS
田中 雄介
- ④国際物流に係る潮流とデジタル技術を活用した貿易手続きの変革
TRADEWALTZ INC. APAC REPRESENTATIVE OFFICE
上野 香織

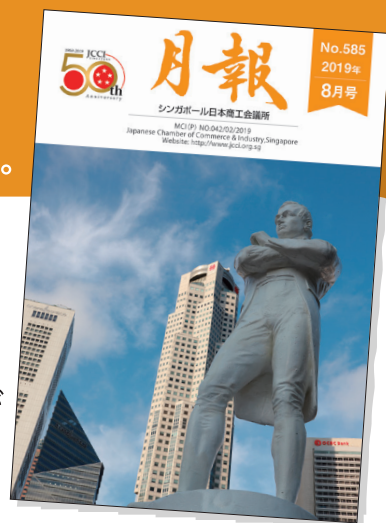
※タイトル及び記事内容については、執筆者の都合により変更される場合があります。

会員の皆様の事業・商品PR支援のため、
機関紙「月報」への広告掲載サービス(有料)を実施しています。

機関紙
「月報」

広告大募集!!

「月報」は会員企業ならびに、シンガポール国内外の公的機関関係者に印刷物として配布しています。またPDF版も作成し、メールでの配信を行っています。



名称

シンガポール日本商工会議所機関紙「月報」

発行

月1回(各月初旬発行)

発行数

約850部(2023年9月現在)

メール配信数

約2,200通(2023年9月現在)

体裁

中綴じ冊子(A4サイズ)

内容

各業界の動向等を取り上げた特集記事、JCCIの活動報告、お知らせ など

広告掲載概要

- 広告はどこでもご利用いただけます。尚、申込は先着順で受け付けます。
- 1か月単位でご利用いただけます。
- 広告によっては、掲載をお受けできないことがありますので、ご了承ください。

掲載費用

- 年間申込(12か月)時は、1か月分の掲載費を免除いたします。
- GST別途要

掲載箇所	サイズ	色	1発行(会員価格)	1発行(非会員価格)
表紙裏(IFC)	Full Pg	カラー(4C)	S\$800	S\$1,200
裏表紙裏(IBC)	Full Pg	カラー(4C)	S\$700	S\$1,100
裏表紙(OBC)	Full Pg	カラー(4C)	S\$900	S\$1,300
掲載場所指定なし(ROP)	Full Pg	白黒(1C)	S\$500	S\$ 800
掲載場所指定なし(ROP)	Half Pg	白黒(1C)	S\$300	S\$ 500

サービス ご利用の 流れ

1 メールかお電話で、本サービスのご利用希望の旨をご連絡下さい。

✉ info@jcci.org.sg ☎ **+65-6221-0541**
(担当:小寺)

2 掲載希望月・期間及び掲載箇所・サイズを確認の上、原稿ご提出の締切をご連絡いたします。

※通常、掲載希望月の約1か月半前を原稿提出の締め切りに設定させて頂いております。

3 頂きました原稿は、JCCI 広報委員会で内容を確認し、掲載頂ける場合には、請求書を発行いたします。

※原稿内容について、修正をお願いする場合があります。

4 入金確認後、広告を掲載いたします。

本件担当

JCCI事務局(担当:小寺)

お気軽にお問い合わせください。

E-mail

info@jcci.org.sg

TEL

+65-6221-0541

オンライン診療よる22時まで 365日年中無休 24時間日本語対応

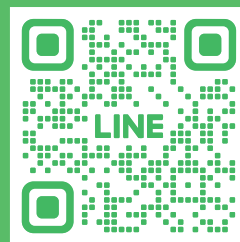
事前
登録

わずか
30秒



ご家族や自身の為に公式LINEへの事前登録を

ご予約・診療・お薬のことなど
いつでもLINEから日本語でお問い合わせください。



LINEでかんたん予約

ことびあクリニック
ID : @cotoviaclinic.sg

10月より 東京・恵比寿に開院(予定)

ことびあクリニック

ウエストコーストプラザ 154 West Coast Road #01-79 West Coast Plaza, 127371
UEスクエア 81 Clemenceau Ave, #03-11 UE Square Shopping Mall 239917
恵比寿 東京都渋谷区広尾1丁目3-14広尾ASAXビル6F
休診日 なし ※UEスクエアは土曜・祝日休診
LINE ID @cotoviaclinic.sg <https://cotoviaclinic.com>

各種海外旅行保険キャッシュレス対応
※一部オンライン診療にキャッシュレス対応していない保険がございます